

町では、災害が発生した時や災害のおそれがある時に、自力で避難することが困難な方（高齢者や障がいのある方等）の住所や連絡先などの個人情報を自治会や民生児童委員へ提供することに同意された方々の台帳を平成24年に作成しました。

Q1 なぜ台帳に登録するのですか？

この台帳への登録の有無にかかわらず、被災者は救助されます。しかし、事前に要援護者として登録していただくことで、どこにどんな人が支援を必要としているのかを知ることができ、避難の援助や安否確認をよりすみやかに行うことができます。



Q2 なぜ地域に助けを求めるのですか？

災害時には、公的機関も住民の避難誘導等さまざまな支援活動を行いますが、災害の規模が大きいほど支援を必要とする人が多くなります。そのような事態においては地域の方々の力が必要です。

援護を要する方へ

日頃から積極的に地域の人々との交流の機会を作り、必要な援護について理解してもらいましょう。

援護を要する方の近所の方へ

普段から積極的な声掛けや交流、さまざまな障がいへの理解や介助をお願いします。
要援護者への支援はその時の状況により対応が異なりますが、こんなことを参考にして下さい。

● 目が不自由な方へ

- ・杖を持った方の手はとらず、肘のあたりに触れてもらい歩く
- ・方向や目の前の位置などは、時計の文字盤の位置を想定して伝える

● 耳が不自由な方へ

- ・筆談は要点をわかりやすく、手のひらに指先で字を書く方法でもよい
- ・話をするときには、顔をまっすぐ向け、口を大きく動かしゆっくりと話す

● 高齢者や肢体が不自由な方へ

- ・声をかけ、一人で援助が困難な時には、近くの人に協力を求める
- ・車いすの場合、階段では3～4人で援助する。上がる時は前向きに、下がる時は後ろ向きに
- ・急を要する時はおぶったり担架で安全な場所へ

新規の登録や台帳の更新については、来月の広報等でお知らせいたします